

社会福祉法人 共生福祉会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	理事会を2回続けて欠席している理事がいる。当該理事が理事会に出席できるよう開催日時の調整を出来るだけ行うこと。 【社会福祉法人の認可について（通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」第3の1の(3)】	理事会の日程調整を行い欠席理事が続くことがないように致します。	R5.3
4	実地	社会福祉事業の用に供する不動産が基本財産として定款に規定されていない。基本財産として定款に記載すること。 【社会福祉法人の認可について（通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」第2の2の(1)のイ】	5月26日予定の理事会の及び6月の定時評議員会にて定款変更（基本財産の追加）の決議後、速やかに合志市へ定款変更の諸手続きを致します。	R5.3
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期